

【諮問第30号】

6川公審査第7号  
平成6年12月20日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会  
会 長 兼 子 仁

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成5年11月9日付け5川 建第286号の2をもって諮問のありました「建築現場  
確認記録及び行政指導内容の記録非公開の件」について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

川崎市 区 丁目 番号において建築主 建設株式会社が第 60351 号、60352 号、60445 号、60446 号の建築確認申請許可に基づいて建築した建築物についての違反建築物調査カード及び添付写真並びに指示書は、違反建築物是正概要追加用紙に記入された「4. 経過」(以下「4.経過」という。)を除き、公開すべきである。

違反建築物調査カードに添付された図面は、建物平面図の間取りの部分を除いて、公開すべきである。

## 2 請求対象文書の特定

不服申立人の公文書閲覧請求は建築確認申請書に基づく下記 2 件(60351、60352、60445、60446)についてであった

- (1) 担当( )区建築課が行った標記建築確認書によって行った現場確認記録
- (2) 標記建築確認申請を行った 建設及び設計事務所に対して行われた行政指導内容の記録

上記に該当する公文書としては、調査の結果、違反建築物調査カード及びその添付書類、更に指示書が作られていた事実が以下の経緯で判明した。

即ち、実施機関である川崎市長(以下「実施機関」という。)は拒否通知に際しても、更に、非公開理由説明書においても、本件において具体的にいかなる書類が作られ、いかなる公文書として存在するかを明示することがなく、一般的に作成し得る書類の名称を列挙したに過ぎなかった。平成 6 年 7 月 2 日実施機関の事情聴取を行った結果、漸く、本件については是正命令書、使用禁止仮命令書、工事停止命令書等は作成されておらず、指示書が作成され、同時に使用禁止の貼紙が貼られたにとどまる事実が判明した。(なお、使用禁止の貼紙自体は、宛先も文責も記されない紙であって使用禁止命令書とは異なるため、公文書とは呼べないので、違反建築物調査カード及び指示書を該当公文書として判断した。)

本来、請求対象となる公文書としてはいかなるものが存在するか特定する義務は、結論の公開非公開を問わず実施機関が負っているものであることは、川崎市情報公開条例(昭和 59 年川崎市条例第 3 号。以下「条例」という。)8 条及び同 10 条 4 項の趣旨より導かれるものと考えられる。したがって、少なくとも公開、非公開の決定を実施機関がなす際には、該当公文書名を明らかにすることが望ましい。

## 3 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 不服申立人は、平成 5 年 10 月 8 日付けで、条例 6 条の規定に基づき、60351 号、60352 号、60445 号、60446 号建築確認申請書(川崎市 区 丁目 番号、建築主 建設株式会社)に基づく、「現場確認記録」及び「行政指導内容の記録」の閲覧請求をした。
- (2) 実施機関は、前項の請求にかかる「現場確認記録」及び「行政指導内容の記録」について、違反建築物の是正措置の内容及び処理後の経過に関する情報であって、公開することにより反復継続される同種の取締りに著しい支障を生ずるおそれがあるため、

条例7条1項3号オに該当するから、非公開とする旨、同月19日付けの拒否通知書を以って不服申立人に通知した。

(3) 不服申立人は前項の処分を不服として、同月27日条例14条1項の規定に基づき、前項の処分の取消しを求めて不服申立てを行った。〔当審査会諮問30号事件〕

(4) 当審査会は実施機関から平成5年12月24日付け非公開理由説明書の、不服申立人から平成6年1月25日付け意見書及び同年2月10日付け補充意見書の各提出を受け、さらに同年5月14日不服申立人からの口頭による意見を聴き、同年7月2日実施機関から事情聴取を行った。

#### 4 実施機関の非公開理由

実施機関は、非公開処分の理由として、前述のとおり公開することにより反復継続される同種の取締りに著しい支障を生ずるおそれがあるため、条例7条1項3号オに該当するとした。

その後の非公開理由説明書、及び事情説明において出された非公開理由は次のとおりである。

##### (1) 処理経過

本件についてA B二棟の建物につき二度の確認申請が行われ、一度目の確認申請（平成4年12月21日受付、平成5年1月14日付け60351号、60352号確認通知）の後に建築基準法54条（外壁後退）違反事実が判明し、指導の結果是正が行われ、二度目の確認申請（平成5年3月15日付け60445号、60446号確認通知）の後、再度、B棟につき建築基準法52条（延べ面積の敷地面積に対する割合）違反、53条（建築面積の敷地面積に対する割合）違反を発見した。

しかし、その後実施機関は、A B二棟の建物の敷地面積の移動変更があった事実を確認した結果、二棟共事実上軽微な違反状態となった事実を認めため、是正指導を終了した。

上記の経過から、実施機関としては次の理由を非公開の理由として主張している。

##### (2) 現存する違反状態に関する非公開理由

現存する若干の違反状態が公開される場合はその結果、軽微なケースにおける一定の容認の幅が推測され、本来違法状態を皆無とすることを目的とする是正指導が、今後反復し発生する違反建築物に対して困難となることを、非公開の理由として主張している。

##### (3) 建築基準法9条13項反対解釈

是正されない建築基準法違反の建物につき命令を出した場合は、建築基準法9条13項により公示すべきこととなっているが、裁量により命令を出すまでもない事案であると実施機関が判断した本件については、公開すべきではない、と主張する。

##### (4) 是正措置の手法、過程に関する非公開理由

行政指導の過程、手法を明らかにすることによって、今後反復し発生する違反建築物の是正指導が困難となることを挙げる。

##### (5) 個人情報、法人情報に関する非公開理由

違反建築物調査カード中の「4、経過」の記載により、通報者に関する個人情報が明か

されることとなり、また、添付図面が存在する場合は設計者のノウハウが明かされる結果となることを、非公開の理由としている。

## 5 審査会の判断

### (1) 当初の違反及び現存する違反について

本件は、建築基準法 5 4 条違反、同法 5 2 条違反及び同法 5 3 条違反により行政指導として、指示書が送付され、使用禁止の貼紙が貼られたものであり、その結果、A B の敷地面積の変更により、最終的には軽微な 5 2 条違反及び 5 3 条違反となった事案である。

現実の建築面積・延べ面積及び敷地面積は、何人でも閲覧できる登記簿により明らかとなるものであり、したがって、建築面積・延べ面積の敷地面積に対する割合につき、当初の違反、及び指導後になお現存する違反状態について、非公開にする理由はない。

本件のように登記簿等により明らかとなり、非公開とする理由のない違反の場合、又は人の生命、身体を保護するため公開することが必要と認められるような内容の建築基準法違反の場合、及び市民生活に影響を与える違法不当行為に該当する場合等は、公開すべきである。( 条例 7 条 1 項 1 号ア及び同項 2 号ア、イ )

公開することにより、住民による違反建築に対する監視を有効にする契機ともなることも無視できない。

なお、不服申立人は、違反状態を容認したまま「是正指導を終了」したことを、業者と行政の癒着、行政の怠慢として批判しており、違反建築物に対する監視強化を求めるものである。

建築基準法違反の状態が現存しているにも拘らず指導を終了する場合に、その事実が公開されれば、たしかに実施機関の危惧するようにすれすれまで違反行為をしようとする者も生じることが懸念されるとしても、本件のように登記簿上明らかとなる類の違反を非公開とする理由とはならない。

「4. 経過」以外の違反建築物調査カード、添付図面及び添付写真並びに指示書は、条例 7 条 1 項 3 号オに該当しないものと判断する。

### (2) 建築基準法 9 条 1 3 項について

当審査会としては、建築基準法 9 条 1 3 項は、命令を出した場合に公示すべきことを定めたものに過ぎず、それ以外のものの公開については、法は定めておらず、公開すべきか否かを条例に即して判断すべきものであると考える。

### (3) 行政指導の手法、手段について

公開を求められた本件文書全体について、実施機関は「是正措置の手法、手段を明らかにすることによって、今後反復し発生する違反建築物の是正指導が困難となる」と主張する。

たしかに、本件全文書のうち、「4. 経過」には、取締りのための監視員の現実の行動、及び関係者との折衝等と逐一記録されており、これについては、行政指導の手法、手段を明らかにすることによる取締りの支障があると考えられる。本件においては、

違反の内容程度に照らし、特に公益上「4.経過」まで公開する必要がある場合とは考えられないため、よってこの「4.経過」に限り、条例7条1項3号オ「行政上の義務に違反する行為の取締りに関する情報であって、公開することにより、その遂行を著しく困難にするおそれ」があると認められ、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

したがって、実施機関が主張する通報者の個人情報性が本件において認められるか否かに触れるまでもない。

#### (4) 添付図面、写真について

実施機関は、個人情報、法人情報に関する部分が含まれる旨主張し、添付図面が存在する場合は設計者のノウハウが明かされる結果となることを非公開の理由としている。しかし、本件における添付図面のうち、配置図は、建物と敷地との関連を示す程度の図面であって、ノウハウの問題も特に存在しないから、法人及び事業を営む個人の活動利益を害することもなく本件における非公開理由とはならない。しかし、平面図のうち、現在居住者のいる本件建物の内部の間取りについては、個人生活事項について特定の個人が識別され得る情報（条例7条1項1号）であり、個人情報に該当するので非公開とすべきであり、この部分に関して、非公開とした実施機関の判断は妥当である。建ぺい率が判明する配置図（敷地と建物の配置に関するもの）は全部公開し、容積率が判明する平面図については、建物内部の間取りに関する部分のみを伏せて、外壁及びベランダの表示と敷地の表示を公開すべきである。また、建築途中の写真、及び使用禁止の貼紙をした写真については、外部から見える状態を主として撮影したものに過ぎず、法人及び事業を営む個人の活動利益を害するものではない。